

尼崎市教育委員会 7月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和8年7月27日 午後1時02分～午後2時32分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	森山	太嗣
	教育長職務代理者	徳山	育弘
	委 員	太田垣	亘世
	委 員	片谷	勉
	委 員	庭山	和貴

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	藤川	明美
教 育 次 長	嶋名	雅之
管 理 部 長	佐々木	修
学 校 教 育 部 長	尾崎	匡
学校支援担当部長	大室	雅達
企 画 管 理 課 長	西川	欣伸
学 校 教 育 課 長	柳	伸彦
高 校 教 育 課 長	下飼	英明
社 会 教 育 課 長	林	直美
スポーツ推進課長	相馬	美津子
歴 史 博 物 館 長	門田	真由美
こども青少年課長	岡田	千夏

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第37号 令和9年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について
- (2) 議案第39号 尼崎市文化財保護審議会委員の委嘱について
- (3) 議案第40号 工事請負契約について

日程第3 協議・報告

- (1) 令和8年度尼崎市文化財保護審議会への諮問について
- (2) 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱に関する意見の申出について
- (3) 尼崎市生涯学習審議会委員の委嘱に関する意見の申出について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後1時02分、教育長は開会を宣した。

森山教育長

本日の日程につきましては、前にお示ししている日程表のとおりです。

日程第2「議事」の「議案第39号 尼崎市文化財保護審議会委員の委嘱について」、日程第3「協議・報告」の「尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱に関する意見の申出について」及び「尼崎市生涯学習審議会委員の委嘱に関する意見の申出について」は、内容に個人情報が含まれますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員	異議なし
森山教育長	異議なしと認めます。 よって、「議案第39号」及び「尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱に関する意見の申出について」及び「尼崎市生涯学習審議会委員の委嘱に関する意見の申出について」は、会議規則第6条の2第1項第4号に該当するため、公開しないことと決しました。
森山教育長	次に、日程第2「議案」の「議案第40号 工事請負契約について」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。
教育委員	異議なし
森山教育長	異議なしと認めます。 よって、「議案第40号」は、会議規則第6条の2第1項第2号に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました4件については、公開案件の審議後に審議することといたします。
森山教育長	それでは、これより日程に入ります。 まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。6月定例会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しているとおります。内容に質疑等がありますでしょうか。
森山教育長	質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。6月定例会の議事録を承認することに異議ございませんか。
教育委員	異議なし
森山教育長	異議なしと認めます。よって、6月定例会の議事録を承認することにいたします。続いて、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。
企画管理課長	企画管理課長でございます。 「教育委員会7月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料をお開き願います。 まず、総務関係でございます。6月25日に「令和8年度市町村教育委員会研究協議会」がWEB会議で開催され、教育長と太田垣委員がご出席されました。また、7月9日に第1回教育振興審議会を開催したほか、7月15日に阪神7市1町教育長協議会を尼崎市で開催しました。 次に、学校教育関係でございます。6月26日に主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善事業研究発表会が下坂部小学校で行われました。また、7月3日に尼崎市立尼崎琴葉中学校（学びの多様化学校）その他不登校対策・支援に関する有識者会議がございました。 次に、社会教育関係でございます。7月23日に、第1回文化財保護審議会が開催されました。

最後に、今後の主要行事予定表でございます。7月31日に、阪神地区教育長会議が開催される予定です。8月20日と21日には、全県夏季教育委員会研修会が開催され、教育長、徳山委員、太田垣委員が参加されます。

教育委員会については、8月17日に「教育委員会臨時会」を、8月24日に「教育委員会定例会」開催予定としております。いずれも開会時刻は15時30分からになります。報告は以上でございます。

森山教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

森山教育長 それでは質疑がないようですので、教育長からの報告は終わります。

森山教育長 続けて、日程第2「議案」の「議案第37号 令和9年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長でございます。「令和9年度使用尼崎市立学校 教科用図書の採択について」ご説明させていただきます。以降、着座にて説明いたします。

はじめに、このたびご審議・採決いただくものは、市立学校における小学校及び中学校の教科用図書、特別支援学級の教科用図書、特別支援学校小学部及び中学部の教科用図書、高等学校の教科用図書、特別支援学校高等部の教科用図書の採択についてとなります。

まず私から、小学校、中学校並びに特別支援学級並びに特別支援学校小学部及び中学部、まとめて義務教育諸学校の教科用図書についてご説明を行い、その後、高校教育課長より、高等学校及び特別支援学校高等部の教科用図書についてご説明させていただきます。なお、一定の区分ごとに採択についてのご審議・採決をお願いできればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「令和9年度使用 尼崎市立 義務教育諸学校 教科用図書の採択に係る資料」をご覧ください。表紙にありますように、1ページに「基本方針」、3ページに、「令和8年度使用教科用図書一覧表」、6～40ページに、特別支援学級、あまよう特別支援学校小学部・中学部において使用される「一般図書」の調査報告書を載せております。

最初に採決をお願いするものは、小学校及び中学校の教科用図書でございます。1ページの基本方針に記載のとおり、小学校につきましては、令和5年度に採択したものと同一の教科用図書を、中学校につきましては、令和6年度に採択したものと同一の教科用図書を採択いただきますようよろしくお願いいたします。

森山教育長 まず、小学校及び中学校の教科用図書について、採決に入ります。
小学校及び中学校の教科用図書につきましては、基本方針どおり、従前より使用している3、4ページに掲載の教科用図書を引き続き採択でよろしいでしょうか。

教育委員 異議なし

森山教育長 異議なしと認めます。それでは、続いて「特別支援学級並びにあまよう特別支援学校小学部及び中学部の附則第9条本」について、説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長でございます。5月の教育委員会で可決いただきました基本方針に基づき、7月1日までの間に選定委員会を開き、令和9年度に使用する教科用図書について調査・研究いたしました。

まずは、その報告をする前に、特別支援学校及び特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書、いわゆる一般図書につきまして、関連する法律をもとに、ご説明いたします。資料の5ページの参考資料をご覧ください。

学校教育法第34条第1項、小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。中学校は第49条で支援教育、第82条により、これを準用。また、学校教育法附則第9条。特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第30条第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第30条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができるとあります。

要約すると、特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒は、実態に合わせて、検定教科書ではない図書を教科書として使用することができるとなっています。一般の書店などで販売されているような図書も教科書として使用できるということです。例えば、絵本や図鑑などです。さらに、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律におきましては、第4、第3条で、国は、毎年度、義務教育小学校の児童及び生徒が、各学年の課程において使用する教科用図書で、第13条、第17条及び第16条の規定により、採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする、とされております。

教科書は、各学年の教育課程において使用するものとして無償給与されることから、学年ごとに給与の対象教科や冊数が定められています。国語は検定教科書で学習をするが、算数は一般図書で学習をするなどのように、児童生徒によって、また教科によって、使用する教科書が異なってきます。教科書のかわりに使用する一般図書として、尼崎市の児童生徒にとって、どのような図書がふさわしいのかを調査研究をし、報告書として一覧表にまとめています。6ページをご覧ください。報告書の記載内容としましては、「発行者」、「書籍名称」、「著作者」、「価格」などの他に、「使用に適している教科」、「選定の理由」を記載しています。「教科」の項目については、「◎」は「最適である」、「○」は「適している」という区別になっています。

それでは、報告させていただきます。

1、特別支援学級附則第9条本、6ページからでございます。特別支援学級用附則第9条本について、今年度、190冊報告いたします。そのうち9冊が新たに報告するものになっています。報告書には網掛をしています。出版社から供給不能と回答のあった2冊を削除しています。在籍人数の多い、知的障害や自閉・情緒障害の児童生徒を想定して、多様な特性をもつ児童生徒に対し、学習上の困難を軽減させる図書や、生活体験の不足を補う図書、効果的に学習に取り組むことができるよう、興味関心を持ちやすい図書等を中心に選定しています。削除した本の教科も考慮し、各教科に関連する本を選定しています。

17ページ、No.164の『もっとゆっくりていねいに学べる読解ワーク 基礎編1ー①』、No.167の『かっても まけても いいんだよ (ガストンのソーシャルスキルえほん)』などを追加しています。

続きまして、2、あまよう（小学部）附則第9条本、19ページからになります。あまよう特別支援学校小学部附則第9条本について、今年度、172冊報告いたします。そのうち19冊が新たに報告するものになっています。出版社から供給不能と回答のあった11冊を削除しています。知的障害や自閉・情緒障害を併せ持つ、重複（ちようふく）障害の児童を対象として選定しています。発達段階の違いの大きい子どもたちがより適した図書を使えるように選択の幅を広げています。削除した本の教科も考慮し、各教科に関連する本を選定しています。具体的には、ねらいがはっきりしており、わかりやすいつくりになっている。落ち着いて、集中して取り組むことのできる構成になっている。絵が鮮明である。子どもが興味をひく内容、文字がはっきりしていてわかりやすい。などのように、児童の学習意欲を高める工夫がされています。生活を豊かにし、自立を助ける内容にもなっています。

No.2の「のってのって」、No.57の「とけいカード」、No.170の「おててでたたこう たのしいたいこ」などを追加しています。

続きまして、3、あまよう（中学部）附則第9条本、31ページからになります。あまよう特別支援学校中学部附則第9条本について、今年度、125冊報告いたします。そのうち10冊が新たに報告するものになっています。出版社から供給不能と回答のあった本、12冊を削除しています。肢体不自由の生徒や知的障害や自閉・情緒障害を併せ持つ、重複障害の生徒を対象として選定しています。削除した本の教科も

考慮し、各教科に関連する本を選定しています。具体的には、ねらいがはっきりしており、絵や図があってわかりやすいつくりになっている。落ち着いて、集中して取り組むことのできる構成になっている。興味関心を持つことができる内容であるなどの本を中心に選定しています。

No.6の「五太郎の絵本9 いろ」、No.75の「ピーターズピアの絵本1 せかいのひとびと」、No.92「しごとば」、No.93の「続・しごとば」などを追加しています。

説明は以上です。特別支援学級、あまよう特別支援学校小学部・中学部の教科用図書について審議していただき、採択をお願いいたします。

森山教育長 説明は終わりました。これより質疑へ移ります。発言はございませんか。

太田垣委員 この資料で示されている9条本は、生徒1人に対しての数なのか。それとも1冊を何人かでシェアしているというと考え方でよいのか。

学校教育課長 現場で、複数のこどもたちに対して読む場合もあると思うんですけども、こどもたちによって特性がそれぞれ違いますので、基本的にはその子に応じた図書、選択していくことになるかと思います。

太田垣委員 34条の教科用図書を使用する子もいるのか。予算的にはどうなるのか。

学校教育課長 特別支援学級の場合ですと、人によっては検定教科書を選ぶこともありますので、34条のものも採用している場合があります。教科用図書は国から無償で提供されますが、担当としては学事企画課が間に入っているかと思います。

徳山委員 それぞれのこどもに合うものを担当する先生が選ぶことになるかと思うが、この目録だけでは選びにくい。どこかにサンプルを置いていたりするのか。

学校教育課長 尼崎市教育総合センターの中に教科書センターがございますので、そこに見本本を置いてあります。

徳山委員 通常、3月末に来年度受け持つ子がわかると思うが、教員はその子と会う前に教科書とするものを選ぶのか、それとも子どもと会った後に合いそうなものを選ぶのか。

学校教育課長 普段から関わっており、前の学年から様子がわかっているようであれば、書店などで本を見ているうちに、これはあの子に合うかなということも考えておられるかと思います。新たに入学したこどもに関しては、関わっている中で、見本本などを見ながら考えるパターンもあります。

徳山委員 年度途中にも柔軟に選んであげられるということか。

学校教育課長 そうです。

庭山委員 コメントになるが、今回の特別支援学級のところにソーシャルスキルに関する本が複数冊追加されている。個人的には教科学習のみならず、特別支援学級において、いわゆる自立活動のところをされる際にも活用できるのではないかと思う。次期学習指導要領においても、おそらく特別支援教育における自立活動の記載は障害の社会モデルを踏まえたものに方向性が今後変わってくると思われるが、それを考慮してもこうした内容を今の時点から教科書に入れてもらっているのはよいと思う。

太田垣委員 ソーシャルスキルの本というのは、どのようなものか。

庭山委員	「はじめての「よのなかルールブック」おやくそくえほん」や「はじめてのマナーとルールさがしてみつけておやくそく」あたりがそうである。個別の書籍の内容を熟知しているわけではないが、こういったソーシャルスキルを明示的にこどもと一緒に確認できるのは、気持ちの伝え方のような社会情緒的スキルとしても大事であり、非認知能力の一部でもあると思う。
森山教育長	今回、ソーシャルスキルの本が新たに加わった経過などは、部会から聞いていますか。
学校教育課長	部会の方で議論になったのは、まさに庭山委員がおっしゃられたとおり、ソーシャルスキルのところがこれから必要ということで、これまで選択肢として少なかったソーシャルスキルトレーニングや道徳で扱えるような本を特に選定されたというふうに伺っております。
徳山委員	個人的には鈴木のりたけさんの「しごとば」という本が、あらゆる職種が入っていて、見ていて飽きないし、覚えやすそうだ。
森山教育長	それでは、質疑もないようですので、「小学校の特別支援学級、あまよう特別支援学校小学部・中学部の附則第9条第1項の規定による教科用図書」として、これらの一般図書を採択することよろしいでしょうか。
教育委員	異議なし
森山教育長	異議なしと認めます。続いて、「令和9年度使用尼崎市立高等学校及び特別支援学校高等部の教科用図書の採択について」の説明を求めます。
高校教育課長	高校教育課長でございます。市立の高等学校3校及びあまよう特別支援学校高等部使用の教科用図書について、ご説明申し上げます。お手元の「令和9年度使用尼崎市立高等学校及び尼崎市立特別支援学校高等部教科用図書の採択に係る資料」をご覧ください。なお、説明は着座にて行わせていただきます。 1ページ目は表紙と目次となりますが、その裏面、2ページ目の左側に、本年5月の定例会において可決いただきました基本方針を掲載しております。改めましてとなりますが、高等学校及び特別支援学校高等部につきましては、まず基本方針の1にあるとおり、文部科学省が作成の「高等学校用教科書目録（令和9年度使用）」に搭載されている検定済教科書等のうちから採択することが原則となります。 続きまして、基本方針の2・3にあるとおり、いずれの学校・校長におきましても、学校ごとに設置した選定委員会による調査審議を経て、自校の教育課程に最も適切な教科用図書を選定し、今般、本委員会への申請に至っているところでございます。なお、先ほど原則をお伝えしたところですが、基本方針の4にあるとおり、検定済教科書等のないとき又は特別の教育課程による場合に検定済教科書等を使用することが適当でないときに、学校・校長は、検定済教科書等以外の教科用図書を選定・申請することができることとしており、あまよう特別支援学校高等部におきましては従来どおり、小・中学校の特別支援学級やあまよう特別支援学校の小学部・中学部と同様に、いわゆる一般図書を教科用図書として選定・申請しているところでございます。基本方針の右側につきましては、関係法令を改めて掲載しているものでございます。 それでは、各校の教科用図書につきまして、学校ごとにご説明いたします。3ページ目に各校の教育課程の大枠を掲載しておりますので、必要に応じ、ご参照をお願いいたします。なお、教科用図書の種類が多岐にわたり、量も多くありますことから、各校の概要のご説明となりますことをあらかじめご容赦くださいますようお願いいたします。

たします。

はじめに、4ページ目から7ページ目までが尼崎高等学校の申請書でございます。進学希望が多い生徒の実態を踏まえ、標準的な内容から発展的な内容までを含んでいることなどを選定方針とし、各教科ないし教科書の種目ごとに選ばれております。また、尼崎高等学校は普通科と体育科がありますが、それぞれの学科で教育課程や生徒の実態が異なるため、異なる教科用図書を選定している教科・科目もあります。本年度使用のものととの比較といたしましては、色を付けて示しております、新たに選定したものや改訂があったものが24点で、4割強の割合となっております。新たに選定したものの例といたしましては、4ページ目・No.3の「2年・論理国語」について、随所に「問い」が配置されており、論理的に「読むこと」「書くこと」の力の伸長が期待できるなどの理由から選ばれたり、5ページ目・No.28の「2年・生物」について、学習の途中段階で「参考」「考えよう」などの項目でより深く解説されているなどの理由から選ばれたりしております。

次に、8ページ目から20ページ目までが尼崎双星高等学校の申請書でございます。生徒の興味・関心・意欲・適性・能力等を十分考慮することなどを選定方針とし、各教科ないし教科書の種目ごとに選ばれております。また、尼崎双星高等学校の特徴となりますが、普通科と、ものづくり機械科、電気情報科、商業学科の3つの専門学科があり、各学科に応じた教科用図書が必要となることから、他校と比べて種類が多岐にわたり、量も多くなっております。本年度使用のものととの比較といたしましては、色を付けて示しております、新たに選定したものや改訂があったものが35点で、3割強の割合となっております。新たに選定したものの例といたしましては、8ページ目・No.4の「1年・公共」について、現代社会の諸課題を理解や議論を深めるために必要な資料や図説が多数掲載されているなどの理由から選ばれたり、ページ飛びまして、16ページ目・No.87の「3年・英語コミュニケーションⅢ」について、世界が抱える様々な課題について、生徒が考えを深められるテーマが多数とり上げられていることなどの理由から選ばれたりしております。

次に、21ページ目から23ページ目までが琴ノ浦高等学校の申請書でございます。生徒の能力に応じた内容で、豊富な資料と解説が付帯し、文章等わかりやすい構成であることなどを選定方針とし、各教科ないし教科書の種目ごとに選ばれております。それぞれの教科用図書の選定理由を見てみましても、生徒の実態を踏まえて基礎的な知識・技能の定着を図ることに重点を置き、全体的にわかりやすさで選ばれている状況が見て取れるところです。本年度使用のものととの比較といたしましては、色を付けて示しております、新たに選定したものや改訂があったものが9点で、3割強の割合となっております。新たに選定したものの例といたしましては、21ページ目・No.8の「2年・倫理」について、上から順番に音読していくと、頭にすんなり意味が入ってくる構造が読みやすいなどの理由から選ばれ、それ以外の色付き部分については、従前の教科用図書の改訂版となっております。

最後に、24ページ目から28ページ目までがあまよう特別支援学校高等部の申請書でございます。複数の種類の障害を併せ有する生徒それぞれの状況に合わせ、いわゆる一般図書を一人当たり1～2冊、教科用図書として選定・申請されているところでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。高等学校及び特別支援学校高等部使用の教科用図書の採択につきまして、よろしくお願いいたします。

森山教育長

説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員

あまよう特別支援学校の9条本はこれで全部か。生徒は何人いるのか。

高校教育課長

教科用図書として申請が上がっているものは以上でして、生徒は10数名になります。実際の状況としては、様々な障害を併せ有する生徒の状況を踏まえ、教科書を使わないような授業をしていることも多く、適宜教科書や小・中学校、小・中学部で使っていた教科書なども利用しながら対応されていると聞いております。

- 庭山委員 そうすると、小学校、中学校で記載されていた、いわゆる星本をあまよう特別支援学校の高等部、あるいは、小学部・中学部では使っていないということか。
- 学校教育課長 選ぶことはできるぐらいのことになるかと思います。
- 徳山委員 星本とはなにか。
- 庭山委員 小学校、中学校の教科用図書一覧のところの右下に星印本が記載されている。これは障害のあるこどもたち用に、星の数が難易度みたいなものを示していて、難易度別に細かくなっている。教科学習の時であれば、こういったものを支援学校で使われたりされるのかと思い、質問した。
- 森山教育長 質疑もないようですので、「高等学校及び特別支援学校高等部使用の教科用図書」について、各校長から申請のあったものを採択することによってよろしいでしょうか。
- 教育委員 異議なし
- 森山教育長 異議なしと認めます。ただいま、小学校及び中学校の教科用図書、特別支援学級並びにあまよう特別支援学校小学部及び中学部の附則第9条本及び高等学校及び特別支援学校高等部使用の教科用図書について、それぞれ説明及び質疑、採択を行いました。改めてこれより採決に入ります。お諮りいたします。議案第37号を原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。
- 教育委員 異議なし
- 森山教育長 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決いたしました。ここで職員を入れ替えを行います。
- 森山教育長 それでは、日程第3「協議・報告」の「尼崎市文化財保護審議会への諮問について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- 歴史博物館長 歴史博物館長でございます。それでは、「尼崎市文化財保護審議会への諮問について」ご報告申し上げます。お手元のデータ資料1ページをご覧ください。これより着座にてご説明申し上げます。この諮問は、尼崎市文化財保護条例第14条第2項の規定に基づき、諮問するものでございます。諮問先は、「尼崎市文化財保護審議会」でございます。尼崎市文化財保護審議会は各分野それぞれの学識経験者5人で構成されており、現在の委員は、資料9ページ上部に掲載の名簿のとおりでございます。
- 恐れ入りますが、1ページにお戻り願います。諮問日は、「令和8年7月23日」でございます。諮問内容は「令和8年度尼崎市指定文化財の指定について」でございます。
- 次に、審議会にて調査・審議いただく尼崎市指定文化財の候補物件につきましてご説明をさせていただきます。候補物件は、2件ございます。1件目の候補物件名は、「大尼崎鳥瞰図」、員数・数量は「1枚」でございます。形態は、肉筆鳥瞰図 仮巻で、年代は昭和8年（1933）でございます。所有者は、「尼崎市」、所在地は、尼崎市立歴史博物館に保管しておりますことから、「尼崎市南城内10番地の2」でございます。
- 次に概要でございます。本資料は、「大尼崎」の繁栄を広く宣伝するために尼崎商工共和会（現、尼崎商工会議所）が発行したリーフレット「大尼崎」に掲載された大尼崎鳥瞰図の原画でございます。「大尼崎」とは、昭和8（1933）年、尼崎商工

共和会が、尼崎市と両隣にある小田村・大庄村の1市2村を「大尼崎」と称したもので、このリーフレットは1万部発行されました。鳥瞰図は、大阪で挿絵画家等をしていた牧生騏が描いたものです。牧は1か月掛けて自転車で地域を回り300枚のスケッチを描き、さらに1か月を掛けて本図を描いたといわれています。本図はいわゆる「初三郎式」と呼ばれる独特の遠近法を用いた鳥瞰図であり、尼崎市・小田村には工場や商店が密集している様子が細密に描かれ、尼崎市・大庄村の地先では尼崎築港による埋立予定地がオレンジ色で描かれています。

昭和初期の現尼崎市域南部の商工業の発展を視覚的に知ることができる大変貴重な資料であります。その他、寄贈当時の新聞を添付しております。

次に2件目でございます。5ページをお開き願います。2件目の候補物件名は、「御大典記念献上尼崎市写真帖」、員数・数量は「1冊」でございます。形態は、写真帖。年代は、大正5（1916）年でございます。所有者は、「尼崎市」、所在地は、尼崎市立歴史博物館に保管しておりますことから、「尼崎市南城内10番地の2」でございます。次に概要でございます。本写真帖は、大正4（1915）年大正天皇の御大典を記念して尼崎市が発行した写真帖になります。背表紙のタイトルが尼崎市となっていることから、発行されたのは尼崎市制が施行された大正5（1916）年であると考えられます。写真の撮影と写真帖の製作は、尼崎市内に所在した市原写真館・酒見泉金堂の2つの写真館が担当しています。尼崎のまちの風景や主要公共施設、学校、工場、寺社などの写真41枚を収録し、写真1枚1枚に解説文を付しており、尼崎市制が施行された頃の尼崎のまちの様子を視覚的に知ることができるたいへん貴重な資料です。お手元の資料5ページから8ページに、画像等関連資料を掲載しておりますので、ご参照ください。

お手元の資料9ページをお開き願います。次に、今後の予定でございますが、10月～11月開催予定の第2回審議会での調査・審議の後、来年1～2月に開催を予定しております第3回審議会にて答申を取りまとめていただき、その後、2～3月の教育委員会にて市指定文化財の指定についての議案を提出させていただきたいと考えております。

なお、お手元の資料9ページ下段から11ページに、尼崎市指定文化財の一覧、11ページ下に、尼崎市文化財保護条例の関係条文の抜粋を記載しておりますので、あわせて、ご清覧いただきますようお願い申し上げます。ご報告は以上でございます。ご協議のほどよろしく願いいたします。

- | | |
|--------|---|
| 森山教育長 | 報告は終わりました。報告内容に質疑はございませんか。 |
| 徳山委員 | この鳥瞰図は、いつも館内に展示してあるものでよかったか。 |
| 歴史博物館長 | おっしゃるとおり、常設展示室に展示しているものです。実物ではなくレプリカを展示しております。今この場でお示ししているものは小さいですが、実物は3.6mでございます。 |
| 片谷委員 | こうやってみると、城下町やキンビールもある。北側は何もない畑が広がっている。 |
| 太田垣委員 | 鳥瞰図は今でいうドローン撮影のような見方の図になると思うが。 |
| 歴史博物館長 | そうですね。鳥瞰図は空中から見たような形になりますが、実際には牧生騏氏が旧陸軍の地図を頼りに自転車で回って描かれたと言われております。面白いのは左の端の方にはブサンと書いてあったり、右の端には北海道と書いてあったりと、鳥瞰図にさまざまなものを1枚に収め描かれてあります。 |
| 太田垣委員 | 鳥瞰図は、大正期から昭和初期に全国にできたものときくが、当時は鉄道などが発 |

展していく中で、こういう地図が必要だった。この鳥瞰図が文化財になるぐらいの価値というのはどういうところにあるのか。

歴史博物館長 この鳥瞰図は当時の市街化や工業化が進んでいるところ、市内の南部の様子を描いているものですが、小田村や大庄村の合併を目指していた時期でもありますので、結束をアピールしたかったのではないかといったところにも価値があります。また、今年市制 110 周年ということで周年事業に併せて出させていただいたということでございます。

徳山委員 下の尼崎駅は阪神尼崎駅かと思うが、その上にあるのは JR 尼崎駅か。

歴史博物館長 神崎駅になりまして、今の JR 尼崎駅です。

徳山委員 この「尼崎駅」の位置が少しおかしいように思うが。

歴史博物館長 そちらは以前ありました「尼崎港駅」です。阪神高速南側に「尼崎港駅」という駅があったのですが、当時は「尼崎駅」という名称でございました。

歴史博物館係長 尼崎港から荷揚げされた貨物を鉄道で運ぶために、尼崎港に駅を作り、今の JR 尼崎駅にあたる神崎駅に物資を運ぶための線路が走っておりました。

太田垣委員 今も所々に線路の名残があったかと思うが。

歴史博物館係長 大物から金楽寺を通っていますので、県立尼崎高校前の長洲天満神社のところに線路がありました。

片谷委員 線路跡地が住宅になったりしたと思う。

歴史博物館係長 そのとおりです。また、この鳥瞰図の文化財的価値を今一度、申しますと、一般の地図では表記されない建物の形等がその当時のまま描かれているところにあります。写真を見なくても当時の建物が絵と同じように建っていたことがわかり、文化財価値はかなりあるだろうという事務局の判断になっております。

片谷委員 これはまだ 2 号線に路面電車が走っている時で、線路が一本多くなっている。

歴史博物館係長 そうですね。庄下川の上に玉江橋と書いてありますが、それが国道の路面電車の駅になっております。

片谷委員 JR 立花駅が見えないが描かれているのか。

歴史博物館係長 実物は畳 2 畳分のものを小さくしておりますので見えにくいですが、当時の通称である「水堂駅」として描かれております。

太田垣委員 この鳥瞰図は観光誘致のためのものでもあるのか。

歴史博物館係長 そうですね。通常の鳥瞰図は観光目的等で描かれており、この鳥瞰図は初三郎方式という技法で、各市町村で作られた鳥瞰図の一つです。現在の商工会議所が、積極的に大尼崎を宣伝するパンフレットを作るために作らせたとされております。

太田垣委員 地図上のアングロスイスとは何か。

森山教育長 インターネットで調べてみましたが、会社名のようです。尼崎市でカカオ豆からチョコレートまでを一貫生産していたようですが、今はこの会社はないです。

森山教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告は終わります。それでは、ここからは非公開といたします。傍聴の方はご退席願います。

～～～～～～～～～～以下 議事の概要は非公開とする～～～～～～～～～～

森山教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、尼崎市教育委員会 7 月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会 7 月定例会の議事の全部を終了したので、午後 2 時 3 2 分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会 7 月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。